

仮設住宅にお住まいの方へ 投票所に関するお知らせです。

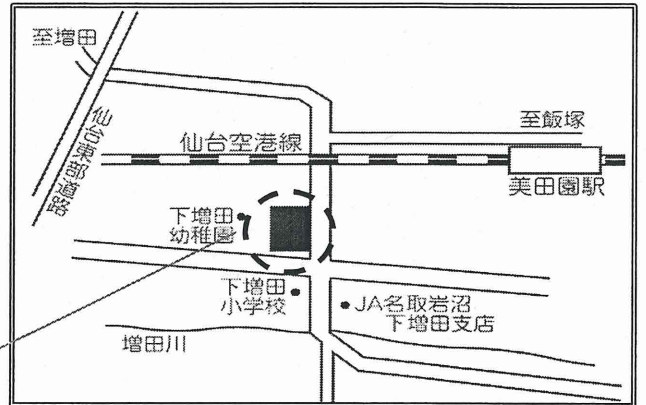
平成24年1月22日(日)に名取市議会議員一般選挙(選挙すべき議員の数21人)が執行されます。仮設住宅にお住まいの方でも住民票の住所によって、以下のとおり投票日当日の投票所が異なりますので、ご注意ください。

なお、1月16日(月)から1月21日(土)までは名取市役所(1階 市民ホール)で期日前投票ができますので、ご利用ください。

**【注意】 1月4日現在の住民票の住所で投票日当日の投票所が決まります。
1月5日以降に市内の転居届を出されても投票所は変わりません。**

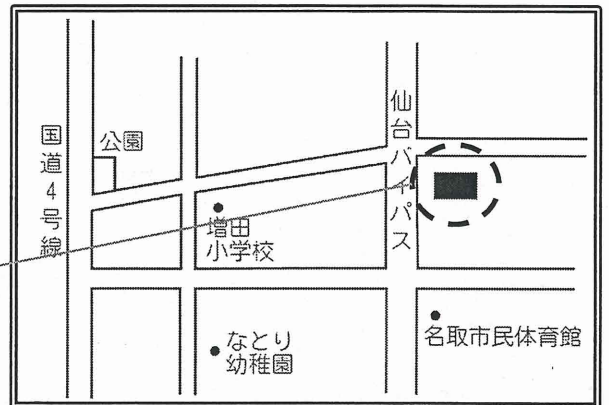
住民票の住所が
美田園第1～3仮設住宅の方 及び
下増田地区の方は、
『下増田公民館』へ

**投票所 下増田公民館
住所 美田園七丁目22-3**



住民票の住所が閑上地区の方は、
『名取市役所』へ

**投票所 名取市役所
住所 増田字柳田80**



上記以外の住所の方は、投票所入場券はがきに記載された投票所になります。指定された投票所以外での投票はできませんので、ご注意ください。